

第三十四回国会 内閣委員會議録 第二号

昭和三十五年二月十一日(木曜日)各会派割当数変更後の本委員は、次の通りである。

- 委員長 福田 一君
理事岡崎 英城君 理事高橋 禎一君
理事高橋 等君 理事辻 寛一君
理事前田 正男君 理事石橋 政嗣君
理事石山 權作君 理事田万 廣文君
今松 治郎君 内海 安吉君
小金 義照君 額 彌三君
始岡 伊平君 正力松太郎君
田村 元君 谷川 和穂君
富田 健治君 中川 俊思君
橋本 正之君 保科善四郎君
山口 好一君 飛鳥田一雄君
柏 正男君 久保田 豊君
杉山元治郎君 中原 健次君
柳田 秀一君 受田 新吉君

昭和三十五年二月十一日(木曜日) 午前十時三十二分開議

- 出席委員
委員長 福田 一君
理事岡崎 英城君 理事辻 寛一君
理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君
浅香 忠雄君 内海 安吉君
小金 義照君 谷川 和穂君
富田 健治君 橋本 正之君
保科善四郎君 山口 好一君
中原 健次君 杉山元治郎君
出席國務大臣
國務 大臣 赤城 宗徳君
出席府委員
総理府総務長官 福田 篤泰君
大蔵政務次官 奥村又十郎君
運輸政務次官 前田 郁君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

二月十一日
委員始岡伊平君辞任につき、その補欠として浅香忠雄君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員浅香忠雄君辞任につき、その補欠として始岡伊平君が議長の指名で委員に選任された。
同日
理事飛鳥田一雄君及び受田新吉君同日理事辞任につき、その補欠として石橋政嗣君及び田万廣文君が理事に当選した。
同日
理事木原津與志君同月四日委員辞任につき、その補欠として石山權作君が理事に当選した。

二月五日
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
同月八日
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
同日
農地被買収者問題調査会設置法案(内閣提出第一号)

同日
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)
本日の會議に付した案件
理事の互選
農地被買収者問題調査会設置法案(内閣提出第一号)
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○福田委員長 これより會議を開きます。この際お諮りいたします。理事飛鳥田一雄君及び受田新吉君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって許可するに決しました。

ただいまの理事辞任及び理事木原津與志君の委員辞任の結果、理事三名が欠員になっておりますので、その補欠選任を行ないたいと存じますが、これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ございませんか。
○福田委員長 御異議なしと認めます。それでは石橋政嗣君、石山權作君及び田万廣文君を理事に指名いたします。
○福田委員長 防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。赤城國務大臣。

に、「三万三千二百二十五人」を「三万六千七百十人」に、「二十三万九百三十五人」を「二十三万八千三百五十一人」に改める。
第二十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊法第二十二條第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るものの行動についての長官の指揮命令に関すること。
第二十六条に次の一項を加える。
2 統合幕僚會議は、前項に規定する事務を行なうほか、統合幕僚學校を管理する。
第二十八条中第五項を第六項とし、同条第四項中「事務局長の外」を「事務局長のほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「統合幕僚會議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局においては、統合幕僚會議の事務及び自衛隊法第二十二條第三項の規定により議長の行なう職務に関する事務をつかさどる。
第二章第二節第三款中第二十八条の次に次の一條を加える。

(統合幕僚学校)
第二十八條の二 統合幕僚會議に、統合幕僚學校を附置する。

2 統合幕僚學校は、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行なう機關とする。

3 統合幕僚學校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。
4 校長は、校務を掌理する。
5 統合幕僚學校に、校長のほか、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

6 統合幕僚學校は、東京都に置く。
7 統合幕僚學校の内部組織については、総理府令で定める。

附則

この法律中目次の改正規定、第二十六條に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八條の次に一條を加える改正規定は昭和十五年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

理由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の見直し並びに統合幕僚會議及び統合幕僚會議の事務局の所掌事務を改めるとともに、統合幕僚會議に統合幕僚學校を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律
案
自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「地方隊」の下に「教育航空集群」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。
第十五条第四項中「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条の次に次の一項を加える。
6 教育航空集群は、教育航空集群司令部及び教育航空群その他の直轄部隊から成る。
第十五条第二項中「護衛艦隊」を「護衛艦隊、航空集群」に、「及び護衛艦隊以外の部隊」を「護衛艦隊及び航空集群以外の部隊」に改め、同項の次に次の二項を加える。
3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛艦隊その他の直轄部隊から成る。
4 航空集群は、航空集群司令部及び航空群から成る。
第十六条の次に次の二條を加える。
(護衛艦隊司令)
第十六条の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令とする。
2 護衛艦隊司令は、自衛艦隊司令の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。
(航空集群司令)
第十六条の三 航空集群の長は、航空集群司令とする。

2 航空集群司令は、自衛艦隊司令の指揮監督を受け、航空集群の隊務を統括する。
第十七条の二(見出しを含む。)中「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一條を加える。
(教育航空集群司令)
第十七条の二 教育航空集群の長は、教育航空集群司令とする。
2 教育航空集群司令は、長官の指揮監督を受け、教育航空集群の隊務を統括する。
第十八条中「自衛艦隊」の下に「護衛艦隊、航空集群」を、「地方隊」の下に「教育航空集群」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。
第二十条第一項中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 保安管制気象団は、保安管制気象団司令部及び保安管制群、気象群その他の直轄部隊から成る。
第二十条の七中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条を第二十条の八とし、第二十条の六を第二十条の七とし、第二十条の五の次に次の一條を加える。
(保安管制気象団司令)
第二十条の六 保安管制気象団の長は、保安管制気象団司令とする。
2 保安管制気象団司令は、長官の指揮監督を受け、保安管制気象団の隊務を統括する。
第二十一条の見出しを、「航空総隊等の名称等」に改め、同条第一項中

「航空団及び管制教育団」を「航空団、保安管制気象団及び管制教育団(以下「航空総隊等」という。))」に改め、「航空団司令部」の下に、「保安管制気象団司令部」を、「管制教育団司令部」の下に、「(以下「航空総隊司令部等」という。))」を加え、同条第二項中「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団並びに航空総隊司令部、航空方面隊司令部、飛行教育集団司令部、航空司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部」を「航空総隊司令部等及び航空総隊司令部等を増置し」とし、「航空総隊等及び航空総隊司令部等を増置し」に、「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称並びに航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部の名称及び所在地」を「航空総隊等の名称及び所在地」に改める。
第二十二條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚會議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は、統合幕僚會議の議長が執行する。
第二十四條第一項中「海上自衛隊又は航空自衛隊については」を削り、第四号を第五号とし、第三号を

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 補給統制処
第二十六條に次の一項を加える。
4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。
第二十六條の次に次の一條を加える。
(補給統制処)
第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。
2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。
3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。
第一百一條中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。
第一百十六條の三に次の一項を加える。
2 前項に規定するものほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の用品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとることができるのでないことを認められるものに対しても、前項の例により食事を支給することができる。
別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。
別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「大湊田名部市」に改める。

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 補給統制処
第二十六條に次の一項を加える。
4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。
第二十六條の次に次の一條を加える。
(補給統制処)
第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。
2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。
3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。
第一百一條中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。
第一百十六條の三に次の一項を加える。
2 前項に規定するものほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の用品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとることができるのでないことを認められるものに対しても、前項の例により食事を支給することができる。
別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。
別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「大湊田名部市」に改める。

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 補給統制処
第二十六條に次の一項を加える。
4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。
第二十六條の次に次の一條を加える。
(補給統制処)
第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。
2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。
3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。
第一百一條中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。
第一百十六條の三に次の一項を加える。
2 前項に規定するものほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の用品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとることができるのでないことを認められるものに対しても、前項の例により食事を支給することができる。
別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。
別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「大湊田名部市」に改める。

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 補給統制処
第二十六條に次の一項を加える。
4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。
第二十六條の次に次の一條を加える。
(補給統制処)
第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。
2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。
3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。
第一百一條中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。
第一百十六條の三に次の一項を加える。
2 前項に規定するものほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の用品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとることができるのでないことを認められるものに対しても、前項の例により食事を支給することができる。
別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。
別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「大湊田名部市」に改める。

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 補給統制処
第二十六條に次の一項を加える。
4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。
第二十六條の次に次の一條を加える。
(補給統制処)
第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。
2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。
3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。
第一百一條中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。
第一百十六條の三に次の一項を加える。
2 前項に規定するものほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の用品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとることができるのでないことを認められるものに対しても、前項の例により食事を支給することができる。
別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。
別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「大湊田名部市」に改める。

別表第三中「航空総隊、飛行教育集团、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称」を「航空総隊等の名称」に、「航空総隊司令部、飛行教育集团司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部」を「航空総隊司令部等」に、「中部航空方面隊 中部航空方面隊司令部 埼玉県入間郡武蔵町」を「中部航空方面隊 中部航空方面隊司令部 埼玉県入間郡武蔵町」に、「第五西部航空方面隊 西部航空方面隊司令部 福岡県筑紫郡春日町」に、「第五航空団 第五航空団司令部 宮城県桃生郡矢本町」を「第五航空団 第五航空団司令部 宮城県桃生郡矢本町」に、「第六航空団 第六航空団司令部 保安管制気象団 保安管制気象団」を「第六航空団 第六航空団司令部 保安管制気象団 保安管制気象団」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲において、各規定につき政令で定める日から施行する。ただし、第十五条第一項及び第四項、第十七条の二並びに第十八条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める部分に限る）並びに第一百一条、第一百六条の三及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、海上自衛隊に新たに教育航空集群を置き、自衛艦隊を改編し、及び航空自衛隊に航空方面隊一、航空団一及び保安管制気象団一を増置し、又は新設するとともに、統合部隊が編成された場合において統合幕僚会議の議長が当該部隊の行動についての長官の命令の執行に当たることとし、あわせて補給統制処に関する規定を設ける等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び自衛官には通勤手当を支給し」を「には通勤手当を」に改め、「通勤手当」の下に「特殊勤務手当、隔遠地手当、」を、「宿日直手当」の下に、「自衛官には通勤手当、特殊勤務手当及び隔遠地手当を、それぞれ」を加え、同

条第二項中「第十二条」を「第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十五条を次のように改める。
第十五条 削除

第十九条中「扶養手当」の下に、「特殊勤務手当、隔遠地手当」を加える。
第二十五条第二項中「三千九百元」

を「四千二百円」に改める。
第二十七条第二項本文中「、特殊勤務手当」の下に、「隔遠地手当」を加え、「及び特殊勤務手当」を、「特

殊勤務手当及び隔遠地手当」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官等 号	参事官等					
		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸給月額	昇期 給周	俸給月額	昇期 給周	俸給月額	昇期 給周
円 90,000	1	円 50,400	月 12	円 36,200	月 12	円 20,800	月 12
	2	53,000	12	38,200	12	22,000	12
	3	55,600	12	40,300	12	23,000	12
	4	58,300	12	42,300	12	24,200	12
	5	60,900	12	44,300	12	25,500	12
	6	63,500	12	46,300	12	26,700	12
	7	66,100	12	48,400	12	27,900	12
	8	68,700	15	50,400	12	29,400	12
	9	71,600	18	53,000	15	30,700	12
	10	74,500	24	55,600	18	32,100	12
	11	77,300		58,300	24	33,400	12
	12			60,900		34,800	12
	13					36,200	12
	14					38,200	12
	15					40,300	12
	16					42,300	15
	17					44,300	18
	18					46,300	24
	19					48,400	

別表第二 自衛官俸給表

階 級 俸 号	陸海空		將 將		陸海空		1等陸海空		2等陸海空		3等陸海空		1等陸海空		2等陸海空		
	甲		乙		將		補		佐		佐		尉		尉		
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	73,800	56,800	12	48,200	12	39,100	12	33,100	12	28,700	12	24,800	12	20,100	12		
2	77,500	59,500	12	50,400	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	26,100	12	21,200	12		
3	81,200	62,300	12	52,500	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	27,300	12	22,400	12		
4	85,100	65,000	12	54,600	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	28,700	12	23,500	12		
5	88,800	67,700	12	56,800	12	48,200	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	24,800	12		
6		70,800	12	59,500	12	50,400	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	26,100	12		
7		73,800	15	62,300	15	52,500	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	27,300	12		
8		77,500	18	65,000	18	54,600	15	48,200	15	41,200	15	34,800	15	28,700	15		
9		81,200	24	67,700	18	56,800	18	50,400	18	43,400	18	36,900	18	30,200	18		
10		85,100		70,800	24	59,500	24	52,500	24	45,500	24	39,100	21	31,500	21		
11				73,800		62,300		54,600	24	48,200	24	41,200	24	33,100	21		
12								56,800		50,400		43,400		34,800	24		
13														36,900			
14																	

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

3等陸海空	尉尉尉	1等陸海空	曹曹曹	2等陸海空	曹曹曹	3等陸海空	曹曹曹	陸海空	士士士	長長長	1等陸海空	士士士	2等陸海空	士士士	3等陸海空	士士士
俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額
17,700	12	13,900	12	11,600	12	10,500	12	8,600	12	7,500	12	6,800		6,300		
18,300	12	15,200	12	12,800	12	11,600	12	9,600	12	8,000	12					
18,900	12	16,300	12	13,900	12	12,800	12	10,500	12	8,600						
20,100	12	17,500	12	15,200	12	13,900	15	11,600	15							
21,200	12	18,600	12	16,300	12	15,200	18	12,800								
22,400	12	19,800	12	17,500	12	16,300										
23,500	12	20,900	12	18,600	15											
24,800	15	22,200	15	19,800	18											
26,100	18	23,500	18	20,900	21											
27,300	21	24,800	21	22,200	24											
28,700	21	26,100	21	23,500												
30,200	24	27,600	24													
31,500	24	29,000	24													
33,100		30,500														

理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
(俸給の切替)

2 昭和三十五年四月一日において切り替えられる職員は、俸給月額に、次に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」といふ)の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級を以て、以下同じ)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に相当する当該職務の等級における号俸と同一のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」といふ)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)による改正後の俸給月額(昭和三十五年三月三十一日において旧法第五條第二項の規定又は同法同條第三項若しくは第四項の規定により準用する一般職の職員給与に關する法律第六條の二後段の規定若しくは第八條第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員)の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

3 昭和三十五年三月三十一日において旧法第五條第二項の規定又は同法同條第三項若しくは第四項の規定により準用する一般職の職員給与に關する法律第六條の二後段の規定若しくは第八條第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員)の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

4 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員は、その日以降における最初の新法第五條第四項の規定により準用する一般職の職員給与に關する法律第八條第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に算入する。
(昭和三十五年四月一日以降における差額の支給)

5 昭和三十五年四月一日以降において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百二十号)附則第七項の規定による差額を自衛官に對して支給する場合における同項の規定の適用については、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日における防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)による改正後の防衛庁職員給与法の規定」とする。

理由

一般職に属する国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、防衛庁職員給与法の一部を改正し、あわせて特殊勤務手当等に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○赤城國務大臣 たいだま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。政府は国力、国情に於て防衛力を整備する必要があらることを認め、防衛庁の職員を八千四百五十九人増加し、現在の定員二千五百四十七百九十九人を二十六万三千二百四十四人に改めることといたしました。この八千四百五十九人の増加のうち、七千四百十六人が自衛官で、残りの九百八十九人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加

分は、そのおもなるものについて申し上げますと、陸上自衛隊については千五百人でありまして、施設関係部隊の増強のために充てるものであります。また海上自衛隊における増員は二千四百一名でありまして、艦艇の増加に伴い必要とされる人員の配置並びに航空部隊の整備及び後方関係の充実等のために充てるものであります。なお航空自衛隊における増員は三千四百八十五人でありまして、航空方面隊及び航空団の増設並びに保安管制、教育、補給等の部門の拡充のために充てるものであります。

第二に陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の一その統一的、かつ能率的指揮運用を達成するため、統合幕僚会議の機能の充実をはかることとし、出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合部隊の行動に關するの指揮命令に關する職務を統合幕僚會議が行なうこととし、さらに統合幕僚會議に統合幕僚學校を新たに設置することといたしました。

次に自衛隊法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。第一に、自衛隊の組織及び編成等を整備することといたしました。海上自衛隊については操縦教育の一元化をはかるため、新たに長官直轄部隊として教育航空集群を置くこととし、また従来艦艇のみからなっていた自衛艦隊の編成を改め、自衛艦隊は護衛艦隊及び航空集群を他の直轄部隊からなるものとし、海上艦艇部隊と海上航空部隊との一元的運用をはかることといたしました。そのほか従来の練習隊群は、練習艦隊に改称することといたしました。

航空自衛隊については防空体制の充実をはかるため、西部航空方面隊を新設し、その隷下に第五航空団を置き、また中部航空方面隊の隷下に第六航空団を新設する等の措置を行ないました。また陸、海、空各自衛隊の補給に關する調達、補給等の業務の効率

的運用をはかるため、その統制業務を行なう機關として補給統制処を置くことができようとする改正を行ないました。なお陸上自衛隊第六管区總監部は、山形県東根市に移すことといたしました。

第二に、防衛庁設置法における統合幕僚會議の所掌事務の改正に於て、統合部隊の行動に關する長官の指揮は、統合幕僚會議の議長を通じて行なうものとし、これに關する長官の命令は統合幕僚會議の議長が執行するものとするに改めました。

第三に、自衛隊の施設に於て自衛隊のための作業に従事する隊員以外の者で、みずから食事を整えることができないものに対して、自衛隊の見学者の場合と同様に、適正な対価で食事を支給し得るよういたしました。

以上面法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

なお防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。この改正案は、今般提出されました一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員給与法の一部を改正する規定を整備するため必要な措置を講じようとするものであります。すなわちまず参事官等及び自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることといたしております。これにあわせて、防衛

大学校の学生に對する学生手当の額につきましても改定を行なうことといたしております。また特殊勤務手当等に

關する現行規定につきましても、一般職に準じて整備することといたしております。なおこの法律案は本年四月一日から施行することといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○福田委員長 農地被買収者問題調査會設置法案及び一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。福田総務長官。

農地被買収者問題調査會設置法案 農地被買収者問題調査會設置法(設置)

第一条 總理府に、附屬機關として、農地被買収者問題調査會(以下「調査會」といふ)を置く。
(所掌事務)

第二条 調査會は、内閣總理大臣の諮問に應じ、次に掲げる法律の規定により農地を買収された者に關する社会的な問題を調査審議する。
一 旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号) 第三条第一項又は第五項第一号から第六号まで

二 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号) 第二条第一項第一号
(組織)

第三条 調査會は、委員二十人以上で組織する。
2 委員は、學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。
3 委員は、非常勤とする。
(会長)

第四条 調査會に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
2 会長は、会務を總理する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(専門調査員)
- 第五條 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以上を置くことができる。
- 2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門調査員は、非常勤とする。
(幹事)
- 第六條 調査会に、幹事十人以上以内を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)
- 第七條 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
(庶務)
- 第八條 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。
(委任規定)
- 第九條 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十五年一月一日から施行する。
- 2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「本府」二、六六五人」を「本府」二、六六八人」に、「計」一三三、五七九人」を「計」一三三、五八二一人」に改め、同表合計の項中「六八七、四五四人」を「六八七、四五七人」に改める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農林漁業基本問題調査会の項の次に次のように加える。

農地被買収者問題調査会	農地被買収者問題調査会設置法(昭和二年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-------------	---

4 この法律は、昭和三十六年十二月三十一日限り、その効力を失う。

理由

旧自作農創設特別措置法等の規定により農地を買収された者に関する社会的な問題を調査審議するため、総理府に、農地被買収者問題調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

と認める措置(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第二十二項に規定する暫定手当の整理を含む。)を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行なうこと

第五条第一項中「特殊勤務手当」の下に、「隔遠地手当」を加える。

第十三条を次のように改める。

(特殊勤務手当)

第十三条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(隔遠地手当)

第十三条の二 離島その他の交通の著しく困難な地に所在する官署として人事院規則で指定するものに勤務する職員には、隔遠地手当を支給する。

2 隔遠地手当の月額は、職員の受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

第十九条の四第二項中「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

第十九条の六中「扶養手当」の下に「隔遠地手当」を加える。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表
1 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級		8 等級	
	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額
1	60,400	44,400	12	31,800	12	22,400	12	17,300	12	13,300	12	10,800	12	7,200	12	
2	62,900	46,600	12	33,600	12	23,500	12	18,300	12	14,300	12	11,600	12	7,400	12	
3	65,400	48,900	12	35,400	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,400	12	7,700	12	
4	67,900	51,200	12	37,200	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,000	12	
5	70,500	53,500	12	39,000	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,400	12	
6	73,100	55,800	12	40,800	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,200	12	
7	75,700	58,100	12	42,600	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12	
8	78,600	60,400	15	44,400	12	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,800	12	
9	81,800	62,900	18	46,600	15	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,600	12	
10		65,400	24	48,900	18	33,600	12	27,000	15	22,400	12	19,300	12	12,400	12	
11		67,900		51,200	24	35,400	12	28,200	18	23,500	15	20,300	15	13,300	15	
12				53,500		37,200	15	29,400	21	24,600	18	21,300	18	14,300	18	
13						39,000	18	30,600	24	25,800	21	22,400	21	15,300	21	
14						40,800	24	31,800		27,000	24	23,500	24	16,300	24	
15						42,600				28,200		24,600		17,300		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇期 給間	俸給月額	昇期 給間	俸給月額	昇期 給間	俸給月額	昇期 給間	俸給月額	昇期 給間
1	18,100	9	13,300	9	10,900	9	7,300	9	5,700	6
2	18,700	9	13,900	9	11,500	9	7,500	9	5,900	6
3	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	6,100	6
4	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	6,300	6
5	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,500	6
6	21,100	9	16,300	9	13,900	9	9,200	9	6,700	6
7	21,700	9	16,900	9	14,500	9	9,700	9	6,900	6
8	22,300	9	17,500	9	15,100	9	10,300	9	7,100	6
9	22,900	9	18,100	9	15,700	9	10,900	9	7,300	9
10	23,500	9	18,700	9	16,300	9	11,500	9	7,500	9
11	24,100	9	19,300	9	16,900	12	12,100	9	7,800	9
12	24,700	9	19,900	9	17,500	12	12,700	12	8,200	9
13	25,300	12	20,500	9	18,100	12	13,300	12	8,700	9
14	25,900	12	21,100	9	18,700	12	13,900	12	9,200	9
15	26,500	12	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	12
16	27,100	12	22,300	12	19,900	15	15,100	15	10,300	12
17	27,700	15	22,900	12	20,500	15	15,700	15	10,900	12
18	28,300	15	23,500	12	21,100	15	16,300	15	11,500	15
19	28,900	15	24,100	15	21,700	15	16,900	15	12,100	15
20	29,500	15	24,700	15	22,300	15	17,500	15	12,700	15
21	30,100	15	25,300	15	22,900	15	18,100	15	13,300	15
22	30,700	15	25,900	15	23,500	18	18,700	15	13,900	15
23	31,300	15	26,500	15	24,100	18	19,300	15	14,500	15
24	31,900	18	27,100	18	24,700	18	19,900	18	15,100	15
25	32,500	18	27,700	18	25,300	18	20,500	18	15,700	15
26	33,100		28,300		25,900		21,100	18	16,300	15
27							21,700	18	16,900	15
28							22,300		17,500	15
29									18,100	18
30									18,700	18
31									19,300	18
32									19,900	18
33									20,500	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職の 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	7,800	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,300	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,800	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,300	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,700	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,500	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	12,300	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	13,300	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	14,300	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	15,300	15
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	16,300	18
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	17,300	24
14							35,400		29,400	24	25,800	24	18,300	
15									30,600		27,000			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職の 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	17,300	12	12,300	12	9,700	12	8,400	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	18,300	12	13,300	12	10,500	12	8,800	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,700	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	21,300	12	16,300	12	13,300	12	10,500	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	22,400	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	23,500	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	24,600	12	19,300	12	16,300	12	13,300	12
9			46,600	24	35,400	12	25,800	12	20,300	12	17,300	12	14,300	12
10			48,900		37,200	15	27,000	12	21,300	12	18,300	12	15,300	12
11					39,000	18	28,200	12	22,400	12	19,300	12	16,300	12
12					40,800	24	29,400	15	23,500	15	20,300	12	17,300	12
13					42,600		30,600	18	24,600	15	21,300	12	18,300	12
14							31,800	21	25,800	18	22,400	15	19,300	12
15							33,600	24	27,000	21	23,500	15	20,300	12
16							35,400		28,200	24	24,600	18	21,300	12
17									29,400	24	25,800	21	22,400	15
18									30,600		27,000	24	23,500	18
19											28,200	24	24,600	21
20											29,400	24	25,800	24
21													27,000	24
22													28,200	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級		
	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,100	12	6,600	12	
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,500	12	6,900	12	
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	9,100	12	7,300	12	
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,700	12	7,700	12	
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,500	12	8,100	12	
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,500	12	
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	12,300	12	9,100	12	
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	13,300	12	9,700	12	
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	14,300	12	10,500	12	
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	15,300	12	11,400	12	
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	16,300	12	12,300	12	
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	17,300	15	13,300	12	
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	18,300	15	14,300	12	
14							35,400		29,400	21	25,800	21	19,300	18	15,300	15	
15									30,600	24	27,000	24	20,300	18	16,300	18	
16									31,800		28,200	24	21,300	18	17,300	21	
17											29,400		22,400	21	18,300	21	
18													23,500	24	19,300	24	
19													24,600	24	20,300	24	
20													25,800		21,300		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		
	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額
1	34,200	12	24,800	12	18,600	12	13,500	12	8,500	12	
2	35,900	12	26,100	12	19,700	12	14,500	12	9,100	12	
3	37,600	12	27,400	12	20,900	12	15,500	12	9,700	12	
4	39,300	12	28,700	12	22,200	12	16,500	12	10,300	12	
5	41,000	12	30,000	12	23,500	12	17,500	12	11,300	12	
6	42,700	12	31,400	12	24,800	12	18,600	12	12,400	12	
7	44,400	12	32,800	12	26,100	12	19,700	12	13,500	12	
8	46,100	12	34,200	12	27,400	12	20,900	12	14,500	12	
9	47,800	12	35,900	12	28,700	12	22,200	12	15,500	12	
10	49,500	15	37,600	12	30,000	12	23,500	15	16,500	12	
11	51,200	18	39,300	12	31,400	15	24,800	18	17,500	15	
12	52,900	24	41,000	15	32,800	18	26,100	18	18,600	18	
13	54,600	24	42,700	18	34,200	21	27,400	18	19,700	18	
14	56,300		44,400	24	35,900	24	28,700	21	20,900	18	
15			46,100		37,600		30,000	24	22,200	18	
16							31,400		23,500	18	
17									24,800	21	
18									26,100	24	
19									27,400		

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職の 務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	18,600	12	13,700	12	9,700	12	6,700	12
2	19,600	12	14,600	12	10,400	12	7,100	12
3	20,600	12	15,600	12	11,200	12	7,500	12
4	21,600	12	16,600	12	12,000	12	7,900	12
5	22,600	12	17,600	12	12,800	12	8,300	12
6	23,600	12	18,600	12	13,700	12	9,000	12
7	24,600	12	19,600	12	14,600	12	9,700	12
8	25,600	15	20,600	12	15,600	12	10,400	12
9	26,600	15	21,600	12	16,600	12	11,200	12
10	27,600	18	22,600	12	17,600	12	12,000	12
11	28,600	18	23,600	15	18,600	15	12,800	12
12	29,600	18	24,600	18	19,600	18	13,700	12
13	30,600	18	25,600	18	20,600	18	14,600	12
14	31,600	18	26,600	18	21,600	18	15,600	15
15	32,600	21	27,600	21	22,600	18	16,600	18
16	33,600	21	28,600	21	23,600	21	17,600	18
17	34,600	24	29,600	24	24,600	21	18,600	21
18	35,600	24	30,600	24	25,600	24	19,600	21
19	36,600		31,600		26,600	24	20,600	24
20					27,600		21,600	24
21							22,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職の 務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	60,400		31,700	12	21,400	12	17,800	12	11,500	12	8,400	12
2	62,900		33,300	12	22,800	12	19,000	12	12,500	12	9,100	12
3	65,400		34,900	12	24,200	12	20,200	12	13,500	12	9,900	12
4	67,900		36,500	12	25,700	12	21,400	12	14,500	12	10,700	12
5	70,500		38,200	12	27,200	12	22,800	12	15,500	12	11,500	12
6	73,100		39,900	12	28,700	12	24,200	12	16,600	12	12,500	12
7	75,700		41,600	12	30,200	12	25,700	12	17,800	12	13,500	12
8	78,600		43,300	12	31,700	12	27,200	12	19,000	12	14,500	12
9	81,800		45,000	12	33,300	12	28,700	15	20,200	15	15,500	12
10			46,700	12	34,900	12	30,200	15	21,400	15	16,600	12
11			48,400	12	36,500	12	31,700	15	22,800	15	17,800	12
12			50,100	12	38,200	15	33,300	15	24,200	15	19,000	12
13			52,000	12	39,900	15	34,900	15	25,700	18	20,200	15
14			54,100	15	41,600	15	36,500	15	27,200	18	21,400	18
15			56,200	15	43,300	15	38,200	15	28,700	18	22,800	18
16			58,300	15	45,000	18	39,900	15	30,200	18	24,200	18
17			60,400	18	46,700	21	41,600	15	31,700	21	25,700	21
18			62,900	21	48,400	21	43,300	18	33,300	21	27,200	21
19			65,400	24	50,100	24	45,000	21	34,900	24	28,700	24
20			67,900		52,000		46,700	24	36,500	24	30,200	24
21							48,400	24	38,200		31,700	
22							50,100					

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものみに適用する。
 (三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。
 (四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	27,900	12	11,500	12	7,700	12
2	29,000	12	12,500	12	8,000	12
3	30,100	12	13,500	12	8,400	12
4	31,200	12	14,500	12	9,100	12
5	32,300	12	15,500	12	9,900	12
6	33,500	12	16,500	12	10,700	12
7	35,000	12	17,500	12	11,500	12
8	36,500	12	18,500	12	12,500	12
9	38,100	12	19,500	12	13,500	12
10	39,700	12	20,500	12	14,500	12
11	41,300	12	21,500	12	15,500	12
12	42,900	12	22,500	12	16,500	12
13	44,500	12	23,500	12	17,500	12
14	46,100	12	24,600	12	18,500	12
15	47,700	12	25,700	12	19,500	12
16	49,300	15	26,800	12	20,500	12
17	50,900	18	27,900	12	21,500	12
18	52,500	21	29,000	12	22,500	12
19	54,100	24	30,100	12	23,500	15
20	55,700		31,200	12	24,600	18
21			32,300	12	25,700	18
22			33,500	12	26,800	18
23			35,000	12	27,900	24
24			36,500	15	29,000	24
25			38,100	15	30,100	
26			39,700	15		
27			41,300	15		
28			42,900	18		
29			44,500	21		
30			46,100	21		
31			47,700	24		
32			49,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	22,100	12	9,100	12	7,700	12
2	23,100	12	9,900	12	8,000	12
3	24,100	12	10,700	12	8,400	12
4	25,100	12	11,500	12	9,100	12
5	26,100	12	12,300	12	9,900	12
6	27,200	12	13,200	12	10,700	12
7	28,300	12	14,100	12	11,500	12
8	29,400	12	15,100	12	12,300	12
9	30,500	12	16,100	12	13,200	12
10	31,700	12	17,100	12	14,100	12
11	32,900	12	18,100	12	15,100	12
12	34,100	12	19,100	12	16,100	12
13	35,300	12	20,100	12	17,100	12
14	36,500	12	21,100	12	18,100	12
15	37,800	12	22,100	12	19,100	12
16	39,100	12	23,100	12	20,100	15
17	40,600	12	24,100	12	21,100	18
18	42,200	15	25,100	12	22,100	21
19	43,800	18	26,100	12	23,100	21
20	45,400	21	27,200	12	24,100	24
21	47,000	21	28,300	12	25,100	
22	48,600	24	29,400	12		
23	50,200		30,500	15		
24			31,700	15		
25			32,900	15		
26			34,100	15		
27			35,300	15		
28			36,500	15		
29			37,800	18		
30			39,100	21		
31			40,600	21		
32			42,200	24		
33			43,800			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間
1	60,400	12	39,000	12	29,400	12	21,300	12	13,100	12	11,100	12	7,200	12
2	62,900	12	40,800	12	30,600	12	22,400	12	14,100	12	12,100	12	7,400	12
3	65,400	12	42,600	12	31,800	12	23,500	12	15,100	12	13,100	12	7,700	12
4	67,900	12	44,400	12	33,200	12	24,600	12	16,100	12	14,100	12	8,000	12
5	70,500	12	46,600	12	34,600	12	25,800	12	17,100	12	15,100	12	8,400	12
6	73,100	12	48,900	12	36,000	12	27,000	12	18,100	12	16,100	12	9,300	12
7	75,700	12	51,200	12	37,500	12	28,200	12	19,100	12	17,100	12	10,200	12
8	78,600	12	53,500	12	39,000	12	29,400	12	20,200	12	18,100	12	11,100	12
9	81,800	15	55,800	15	40,800	12	30,600	12	21,300	12	19,100	12	12,100	12
10		18	58,100	18	42,600	12	31,800	12	22,400	12	20,200	12	13,100	12
11		24	60,400	24	44,400	12	33,200	12	23,500	12	21,300	12	14,100	15
12			62,900		46,600	15	34,600	12	24,600	12	22,400	12	15,100	18
13					48,900	18	36,000	12	25,800	12	23,500	12	16,100	21
14					51,200	24	37,500	15	27,000	12	24,600	15	17,100	24
15					53,500		39,000	18	28,200	12	25,800	18	18,100	
16							40,800	18	29,400	12	27,000	18		
17							42,600	18	30,600	12	28,200	21		
18							44,400	24	31,800	12	29,400	21		
19							46,600	24	33,200	15	30,600	24		
20							48,900		34,600	18	31,800	24		
21									36,000	21	33,200			
22									37,500	24				
23									39,000	24				
24									40,800					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間
1	60,400	12	41,300	12	30,200	12	21,400	12	13,500	12
2	62,900	12	42,900	12	31,700	12	22,800	12	14,500	12
3	65,400	12	44,500	12	33,300	12	24,200	12	15,500	12
4	67,900	12	46,100	12	34,900	12	25,700	12	16,600	12
5	70,500	12	47,700	12	36,500	12	27,200	12	17,800	12
6	73,100	12	49,300	12	38,100	12	28,700	12	19,000	12
7	75,700	12	50,900	12	39,700	12	30,200	12	20,200	12
8	78,600	12	52,800	12	41,300	12	31,700	12	21,400	12
9	81,800	12	54,700	12	42,900	12	33,300	12	22,800	12
10		15	56,600	15	44,500	12	34,900	12	24,200	12
11		18	58,500	18	46,100	15	36,500	12	25,700	12
12		24	60,400	24	47,700	18	38,100	15	27,200	12
13			62,900		49,300	18	39,700	15	28,700	12
14					50,900	21	41,300	18	30,200	15
15					52,800	24	42,900	18	31,700	15
16					54,700		44,500	18	33,300	15
17							46,100	21	34,900	15
18							47,700	24	36,500	15
19							49,300		38,100	18
20									39,700	21
21									41,300	24
22									42,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職の 号 俸 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	35,400	12	25,700	12	15,100	12	10,800	12	8,400	12	7,400	12
2	37,200	12	26,900	12	16,100	12	11,600	12	9,200	12	7,700	12
3	39,000	12	28,100	12	17,100	12	12,400	12	10,000	12	8,000	12
4	40,800	12	29,300	12	18,100	12	13,200	12	10,800	12	8,400	12
5	42,600	12	30,500	12	19,100	12	14,100	12	11,600	12	9,200	12
6	44,400	15	31,800	12	20,100	12	15,100	12	12,400	12	10,000	12
7	46,600	18	33,600	12	21,100	12	16,100	12	13,200	12	10,800	12
8	48,900	24	35,400	12	22,100	12	17,100	12	14,100	12	11,600	15
9	51,200	24	37,200	15	23,300	12	18,100	12	15,100	12	12,400	18
10	53,500		39,000	18	24,500	12	19,100	12	16,100	12	13,200	24
11			40,800	24	25,700	12	20,100	12	17,100	12	14,100	
12			42,600	24	26,900	12	21,100	12	18,100	12		
13			44,400		28,100	15	22,100	12	19,100	12		
14					29,300	18	23,300	15	20,100	15		
15					30,500	18	24,500	18	21,100	18		
16					31,800	21	25,700	21	22,100	21		
17					33,600	24	26,900	21	23,300	24		
18					35,400		28,100	24	24,500	24		
19							29,300	24	25,700			
20							30,500					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職の 号 俸 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	20,200	12	15,200	12	10,200	12	7,700	12
2	21,200	12	16,200	12	10,900	12	8,300	12
3	22,200	12	17,200	12	11,600	12	8,900	12
4	23,200	12	18,200	12	12,400	12	9,500	12
5	24,200	12	19,200	12	13,200	12	10,200	12
6	25,200	12	20,200	12	14,200	12	10,900	12
7	26,200	12	21,200	12	15,200	12	11,600	12
8	27,200	12	22,200	12	16,200	12	12,400	12
9	28,300	12	23,200	12	17,200	12	13,200	12
10	29,500	15	24,200	12	18,200	12	14,200	15
11	30,700	18	25,200	15	19,200	15	15,200	18
12	31,900	21	26,200	18	20,200	18	16,200	21
13	33,100	21	27,200	21	21,200	24	17,200	24
14	34,300	24	28,300	21	22,200	24	18,200	24
15	35,600	24	29,500	24	23,200		19,200	
16	36,900		30,700	24				
17			31,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 昭和三十五年三月三十一日において一般職の職員に關する法律(以下「法」といふ)第六条の二後段又は第八條第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員は、人事院規則の定めるところによる。

3 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員は、昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員と同日以降における最初の法第八條第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

4 地方自治法の一部改正(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。)

第二百四條第二項中「特殊勤務手当」の下に、「隔遠地手当、へき地手当」を加える。

5 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊勤務手当」の下に「隔遠地手当、へき地手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

6 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「特殊勤務手当(人事院規則で定めるものを除く。）」の下に、「隔遠地手当」を加える。

7 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中、「特殊勤務手当として」を削る。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十四年七月十六日付報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額の改定及び六月十五日に支給する期末手当の増額を行なうとともに、あわせて地域給に關する人事院の権限及び特殊勤務手当に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(憲)政府委員 たいいま議題となりました農地被買収者問題調査会設置法案についてその提案の理由を御説明申し上げたい。

戦後のわが国の農業生産力の発展に對して、農地改革の寄与しておりますところはまことに大きいのであります。ところが、反面これが非常に大きな社会的変革でありましたために、従来の社会的経済的基盤が大幅に変更され、その際農地を買収された者にとつていろいろな社会的な問題が起つておると思われまふ。

言うまでもなく農地改革は、正当な法律に基づいて正当に行なわれたことであつて、これを是正する意味における補償は考えられないのであります。

この農地改革の副次的結果ともいへば買収者に関する社会的な問題について、その実状を明らかにするとともに、要すれば所要の措置を講じて参りたいと存する次第であります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。農地被買収者問題調査会の任務は、内閣総理大臣の諮問に應じ、農地改革により農地を買収された者についで社会的な問題を調査審議することであり、調査会は二十人以内の委員で組織することとし、さらに十人以上の専門調査員及び十人以上の幹事の設置を考へております。

調査会のおおむね二年を目途にし、その結論を得たい考えのもとに、この法律の有効期限を、この法律施行後二年といたしてあります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう願ひする次第であります。

たいいま議題となりました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昨年七月十六日人事院は国会及び内閣に對し、一般職国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行なうべきことを勧告いたしましたのであります。

政府はこれに慎重に検討を重ねた結果、このたびこれを全面的に実施することとされたので、本法について所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち、第一に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して〇・七五分分とするものといたしました。

第二に、現行の各俸給表について、中級職員に受けるべき俸給月額を最高千四百円引き上げ、研究職員及び医師の受けるべき俸給月額については、さらにおおむね一俸程度度の給与改善を行なうとともに、これらに伴う昇給間差額の調整を行ない、若干の号俸について昇給期間をそれぞれ三月短縮する措置を行なうことといたしました。

次に暫定手当について、昨年十月にその一部を俸給に繰り入れる措置がとられたのであります。今後の暫定手当の整理については、一般職国家公務員の給与体系全般と密接に關連する問題であるため、人事院における調査研究の結果を待つて処理することが至当と考へられるのであります。

しるかに勤務地手当が廃止され暫定手当に移行した際、この種地域給に關する人事院の調査研究に關する権限規定が削除せられておりましたので、この際右に申し上げた趣旨に基づきまして、給与關係の人事院の権限規定の改正を行なうことといたしました。

この整理を含め、いわゆる地域給に關し適當と認める措置を国会及び内閣に勧告するため、調査研究することを人事院の権限に加へることといたしました。

次に、現行の特殊勤務手当は、俸給に組み入れられる等の措置が行なわれらるまでの暫定措置として、政令にゆだねられておりましたが、その後実際の運用に当たつて、種々実情に即しない点が認められるに至りましたので、この際特殊勤務手当に關する規定の整備を行なうとするものであります。

すなわち特殊勤務手当の性格を明確にするにとともに、従来その一種として設けられていた隔遠地手当を獨立した手当として設定することとし、具体的細目はそれぞれ人事院規則にゆだねることといたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、一般職の職員に關する法律及び關係法律の改正を行ない、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませよう願ひ申し上げます。

○福田委員 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。前田運輸政務次官。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三十九条―第五十五条)を」(第三十九条―第五十五条の三)に改める。

- 第二十一条に次の二項を加える。
- 5 海運局に、国内旅客船公団監理官一人を置く。
- 6 国内旅客船公団監理官は、命を受けて、第二十三条第一項第三号の二に規定する事務を行なう。

第三十八条第一項の表中

鉄道建設審議会

運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)に定める日本国有鉄道の敷設に関する事項を調査審議すること。

自動車審議会

運輸大臣の諮問に応じて自動車に関する施策に関する重要事項を調査審議すること。

改め、同条に次の一項を加える。

- 3 第一項の表に掲げる附属機関のうち、自動車審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五十一条第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、第一号として次の一号を加える。

- 一 日本国有鉄道の監督に関すること。

第五十一条第一項中第三号を次のように改め、第三号の二を削る。

- 三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

昭和三十五年二月十三日印刷

第二十七条第一項中第十三号を次のように改め、第十三号の二を削る。

- 十三 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

第二十七条第一項第十六号中「鉄道」を「日本国有鉄道の監督その他鉄道」に改める。

理由

内閣府たる海運局に国内旅客船公団監理官を置くとともに、本省の附属機関として自動車審議会を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

前田政府委員 ただいま、議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の要点は、まず第一には、本省の内閣府局であります海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くこととあります。国内旅客船公団は、国内旅客船の整備に必要な資金の調達が困難な海上旅客運送事業者等に協力することにより、民生の安定に必要な航路の維持改善に資することを目的とし

て、昨年六月資本金二億円全額政府出資の特殊法人として設立されたものであります。今回この公団の監督事務を能率的に遂行するため、海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くことといたしましたのであります。

次に改正の第二点は、本省の付属機関として自動車審議会を置くこととあります。現在自動車輸送に対する需要は膨大なものとなっております。これに對処して自動車行政を適正かつ能率的に遂行するため、本省の付属機関として自動車審議会を新設して、自動車輸送及び自動車の保安に関する基本的な問題を調査審議させることとしたのであります。なおこの審議会は、わが国経済の拡大発展の速度に即応して、急速に政策を樹立する必要があるため、一年以内の審議を終える予定であります。その存続期間を昭和三十六年三月三十一日までといたしております。

このほか、第三十一回国会において成立を見ました日本国有鉄道法の一部を改正する法律の施行に伴い、日本国有鉄道の監督に関する運輸大臣の職権の一部を陸運局長が行使できることとなりましたので、この機会に所掌事務について所要の改正をすることといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○福田委員長 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。奥村大蔵政務次官。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

官職名	俸給月額
八号俸	五、四〇〇円
七号俸	四、八〇〇円
六号俸	四、〇〇〇円
五号俸	三、三〇〇円
四号俸	三、〇〇〇円
三号俸	二、三〇〇円
二号俸	一、八〇〇円
一号俸	一、三〇〇円

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、秘書官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○奥村(又)政府委員 ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は今昭和三十四年七月に行なわれました人事院勧告に基づいて昭和三十五年四月一日以降、一般職の職員のうち主として中級の職員の給与を改定することとし、別途法律案を提出し

て御審議を願うことといたしておるのではありませんが、これに伴いまして、従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められております秘書官につきましても、同様に俸給月額の改定を行なうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○福田委員長 各案についての質疑は後日に譲ることといたします。次会は明日十二日午前十時より開くことといたし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十五年二月十五日発行